

ふれあい福祉コーナー

児童扶養手当などの支援事業

児童扶養手当

18歳まで(一定の障がいのある場合は20歳未満)の子どもを育てているひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を促進するために、手当を支給します。

申請する方や同居している方の所得によっては、手当が支給されない場合があります。遺族年金などを受けている方も対象外になります。

【手当額】
物価変動に応じて4月分から手当額が、0.3パーセント引き下げになりました。

▼全部支給額：4万1430円
▼一部支給額：4万1420円(780円)

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭または子どもを育てている養育家庭に対し、医療費の一

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方に手当を支給します。

【手当額】

▼1級(重度の障がい)：月額1人につき5万4000円

▼2級(中度の障がい)：月額1人につき3万3570円

※物価変動に応じて4月分から手当額が変更になりました。

※子どもが児童福祉施設などに入所している場合は、手当が受けられないことがあります。また、申請する方や同居している方の所得によって、手当の支給が停止になることがあります。

障がい福祉課 ☎428

「友人からの誘い」実は若者を狙うマルチ商法!?

【事例】高校の同窓生からSNS(ソーシャルネットワークサービス)サイトを通じて連絡があり、もうけ話を教えてくれるというので喫茶店で会って話を聞くことにした。「投資用教材のDVDで勉強し、投資をするとうっかり」と説明され、学生ローンでDVDを56万円で購入した。購入後セミナーに参加した時に、自分が紹介した友人がDVDを購入すると10万円の紹介料が支払われる仕組みだと知った。

新年度に入って、友人からの誘いがきっかけで高額な投資用教材のDVDを借金して購入してしまったという相談が再び増えています。大学生を中心に、友人関係を利用した勧

誘いが次々と行われています。事例では、DVDを購入した後にその仕組みについて説明を受けていますが、この場合でも連鎖販売取引に該当する可能性があります。

購入者は、学生ローンを利用して支払っているケースがほとんどで、収入が不安定な学生に借金させて高額なものを購入させるような方法は問題といえます。また、最近SNSサイトやメールをきっかけにしてマルチ商法などの勧誘を受けるケースも増えています。SNSサイト利用者は特に注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】
①連鎖販売取引に該当する場合や、

事例のように誘い出されて契約した場合はクーリング・オフができるので、なるべく早く最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

②友人を紹介して紹介料を得たとしても、友人が同じように借金を抱えることとなります。大切な信頼関係を失う危険性があります。

③学生ローンについても消費者金融の金利は高額です。返済困難に陥るケースが多いので、注意しましょう。

問 工商観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999



8月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。

<h3>法律相談</h3> <p>法律上の諸問題※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約</p> <p>☎毎週金曜日(祝日を除く)午後1時20分～4時</p> <p>場 市民相談室</p> <p>定 8人(事前予約制)</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>くらしの相談</h3> <p>日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談</p> <p>☎8月8日(水)午後1時30分～3時30分</p> <p>場 市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>多重債務相談</h3> <p>借金やクレジット問題についての相談(弁護士が相談)</p> <p>☎8月9日(木)・23日(木)午後1時20分～4時20分</p> <p>場 市民相談室</p> <p>定 6人(事前予約制)</p> <p>工商観光課 ☎336</p>
<h3>行政書士相談</h3> <p>官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談</p> <p>☎8月8日(水)午後1時～4時</p> <p>場 市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>税理士相談</h3> <p>相続税など税金全般についての相談</p> <p>☎8月6日(月)午後1時～4時</p> <p>場 市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>女性相談</h3> <p>女性が抱えるさまざまな悩みについて(女性相談員が相談)</p> <p>☎8月16日(木)午後1時～4時</p> <p>場 市民相談室</p> <p>定 3人(事前予約制)</p> <p>☎毎週水曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時</p> <p>場 市役所駅前出張所内相談室</p> <p>定 5人(事前予約制)</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎811</p>
<h3>消費生活相談</h3> <p>悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談</p> <p>☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前10時～正午 午後1時～4時</p> <p>場 消費生活相談室</p> <p>工商観光課 ☎336</p>	<h3>人権相談</h3> <p>プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が相談)</p> <p>☎8月9日(木)午後1時～4時</p> <p>場 第3会議室</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎811</p>	<h3>若年者就職相談</h3> <p>若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが相談)</p> <p>☎8月5日(日)・19日(日)午前10時～午後4時</p> <p>場 勤労青少年ホームゆまにて</p> <p>定 5人(事前予約制)</p> <p>ゆまにて ☎996-0123</p>
<h3>家庭児童相談</h3> <p>子どもの家庭での養育上の心配や悩みことについての相談</p> <p>☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時</p> <p>場 家庭児童相談室</p> <p>子育て支援課 ☎472</p>	<h3>子育て相談</h3> <p>子育ての不安や悩みことについての相談(子育てアドバイザーが相談)</p> <p>☎8月23日(木)午前10時～午後1時</p> <p>場 だいら児童館わんぱる</p> <p>定 6人(事前予約制)</p> <p>わんぱる ☎999-0321</p>	<h3>子育て電話相談</h3> <p>子育てや保育に関して、不安や悩みことを電話で相談(保育士が相談)</p> <p>☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後3時</p> <p>中央保育所 ☎998-7711</p>

<h3>こころの健康相談</h3> <p>不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が相談)</p> <p>☎8月6日(月)午後1時～2時30分</p> <p>場 保健センター</p> <p>定 2人(事前予約制)</p> <p>健康増進課 ☎995-3381～3</p>	<h3>内職相談</h3> <p>内職の求人、求職のあつせんについての相談</p> <p>☎毎週火曜日(祝日を除く)午前10時～正午 午後1時～3時30分</p> <p>場 市民相談室</p> <p>工商観光課 ☎336</p>
<h3>心配ごと相談</h3> <p>日常生活における心配ごとや悩みことについての相談</p> <p>☎8月1日(水)・15日(水)午後1時～4時(電話相談可)</p> <p>場 身体障害者福祉センターやすらぎ</p> <p>社会福祉協議会 ☎998-7616</p>	<h3>教育相談</h3> <p>児童・生徒の言動や教育についての相談</p> <p>☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時30分～午後4時</p> <p>場 教育相談所</p> <p>教育相談所 ☎995-0077</p>
<h3>休日・夜間納税相談</h3> <p>市税・国民健康保険税の納付についての相談</p> <p>☎8月5日(日)午前9時～午後4時 毎週木曜日(祝日を除く)午後5時15分～7時</p> <p>場 納税課</p> <p>納税課 ☎330</p>	<h3>不動産相談</h3> <p>マンションおよび不動産取引全般についての相談</p> <p>☎8月14日(火)午後1時～4時</p> <p>場 市役所駅前出張所内相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>